

令和8年6月12日

質問者 様

結城市総務部行革・デジタル推進課

結城市ネーミングライツパートナー募集に係る質問書に対する回答

質問1	<p>愛称に「駅南中央通り」という文言を使用すること。 (例)「〇〇〇駅南中央通り」など 上記の名称条件に対してこの様な表記は可能か？ ・〇〇〇～駅南中央通り～ ➡“～”の様な記号を入れる事 ・〇〇〇(駅南中央通り) ➡“()”の記号を入れる事。 ・駅南〇〇〇中央通り ➡ネーミングを文言間に差し込ませる事。</p>
回答1	<p>「〇〇〇～駅南中央通り～」及び「〇〇〇(駅南中央通り)」のように「駅南中央通り」の前後に記号を使用することは、「募集要項 4愛称 (1)愛称の条件」を満たしていると判断します。ただし、記号の種類によっては、「募集要項 4愛称 (2)使用を禁止する愛称 カ その他、愛称として使用することが適当でない」と認められるものに該当する可能性がありますので、ご注意願います。 また、「駅南〇〇〇中央通り」のように使用を義務付けた文言の間に企業名等を挿入することについては、愛称の条件を満たしていないと判断します。</p>
質問2	<p>契約条件について、優先交渉権が未確定の状態では社内稟申が出来ない可能性があるが交渉の余地はあるのか？</p>
回答2	<p>契約内容等については、応募申込書にてご提案いただいた、「愛称案」「ネーミングライツ料(提案金額)」「提案契約期間」の変更は、原則、認めません。 それ以外の契約内容等につきましては、「募集要項 5パートナーメリット (4) その他ネーミングライツパートナーに付する特典」を含め、「募集要項 10選考方法等 (4)詳細協議」において決定します。</p>
質問3	<p>入札方法は理解しているが高額や長期間を申請した企業が採択される認識で良いか？</p>
回答3	<p>今回の、ネーミングライツパートナーの募集に係る選考に関しましては、「募集要項 10選考方法等 (1)優先交渉権者の選定」に記載しているとおり、「結城市ネーミングライツパートナー選考基準」に基づき、「1 愛称(配点20点)」「2 ネーミングライツ料(配点50点)」「3 支払能力(配点10点)」「4 契約期間(配点10点)」「5 地域貢献(配点10点)」の5項目について、選考委員14名が採点を行い、その合計点の最高得点者を優先交渉権者とします。</p>

	なお、最高得点者が複数ある場合は、委員長を除く選考委員会出席委員の投票により決するものとし、投票の結果が同数の場合は、委員長が決するものとし、(審査方法は書面審査とし、プレゼンテーションは実施しません。)
質問4	応募申込書等の印は、実印(代表取締役印)の押印が必要でしょうか？
回答4	実印を押印する必要はありません。角印(認印)など事業所において普段使用されている印鑑を押印してください。